

公園利用のルール (R5,4)

公園は市民みなさまの憩いの場として設置された公共の施設です。
公園はゆずりあって利用しましょう。

☆公園の全部又は一部を独占して利用する場合は市の許可が必要です。

申請者区分		利用目的	申請時期	利用回数の制限 (1公園、1か月単位)	利用できる時間
1	一般利用	公園の全部又は一部を独占して利用する場合 【例】グラウンドゴルフやサッカーの練習など	利用しようとする日の属する月の 2月前 の初日から7日前まで	1団体10回まで	1公園における申請の受付は、1日あたり1団体までとし、利用できる時間は以下①②③の区分とする。
		行事を行う場合で、内容に公益性があると市が判断したもの	利用しようとする日の属する月の 6月前 の初日から7日前まで	1団体5日まで	内容に応じて協議
2	除草・清掃地元管理委託の受託団体	公園の全部又は一部を独占して利用する場合 【例】グラウンドゴルフの練習など	利用しようとする日の属する月の 3月前 の初日から7日前まで	回数制限なし	1公園における申請の受付は、1日あたり1団体までとし、利用できる時間は以下①②③の区分とする。
		左記の団体が主催する行事を行う場合で、内容に公益性があると市が判断したもの 【例】防災訓練、資源回収、運動会、遠足、地元の祭事など	利用しようとする日の属する月の 6月前 の初日から7日前まで	回数制限なし	内容に応じて協議
3	市の協賛、後援を受けた事業を開催する民間団体	左記の団体が主催する行事を行う場合で、内容に公益性があると市が判断したもの 【例】防災訓練、資源回収、運動会、遠足、地元の祭事など ※上記以外の目的の場合は、申請者区分1を適用する。	利用しようとする日の属する月の 6月前 の初日から7日前まで	回数制限なし	内容に応じて協議
	区・町内会、老人会、子ども会、PTA連絡協議会、体育振興会、婦人会、地区社会福祉協議会、防災組織等				
	私立の幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等				
	公益財団法人、公益社団法人等				

利用時間区分 ①午前…日の出から正午まで ②午後…正午から日の入りまで ③午前と午後をまたいで5時間以内

※落合公園グラウンド、焼山公園グラウンド・テニスコート・フットサル場は、一部ルールが異なります。

【公園利用の際の注意事項】

- 申請は利用日の7日前までに行ってください。
- 公園内に照明器具などを持ち込んで使用することはできません。
- 利用時には許可書を携帯してください。
- 勧誘や宣伝に繋がると判断した場合は、利用をお断りする場合があります。